

こぶし だより

働こう障がい者も
SSKW
働けるんだオレたちも



大前神社に初詣

CONTENTS

- ① こぶしの会より新年のご挨拶2P
- ② トピックス2P~3P
- ③ 利用者の工賃規程改定4P~5P
- ④ 支援の現場から6P
- ⑤ サポートーズ7P
- ⑥ アドレス・編集後記8P

No. 345

2011
1

新しい年を迎えて

社会福祉法人こぶしの会
理事長 藤田 勝 春

新しい年の初めに、改めて、新年を迎えたお喜びを申し上げます。

2010年はこぶしの会にとっても大変な1年でした。宇都宮市茂原町にニューこぶし作業所が完成し、事業を開始しました。2億円近くの工事と自己資金の確保、新しい職員の採用、利用者の新規募集、新事業の計画の策定など問題は山積していましたが、職員みなさまの奮闘と、親の会のご協力、後援会のみなさまの献身的な奉仕等により問題をひとつずつ解決し、2010年4月にニューこぶし作業所の開所式を行い、多くの方々に祝福されながら、出発することができました。これも、みなさまの奉仕の心の積み重ねの成果として御礼申し上げます。

こぶしの会は無認可時代を含めると35年が経過しています。宇都宮市柳田町の雑種地450坪を求め、みなさまの募金の協力を得て、福祉施設としてはギリギリの要件を満たし出発いたしました。それから、30年。けやき作業所、第2けやき作業所、セルフ・みらいなどを建設し、昨年のニューこぶし作業所の新築で、全部で6事業所、グループホーム・ケアホームが7ヶ所、就労・生活支援事業や相談支援事業などが3ヶ所、地域活動支援センター1ヶ所を展開するまでになりました。こぶしの会の基本理念である「障がいがどんなに重くても入所を希望すれば拒否しない」との考え方は今後も継続します。こぶしの会の30年間の理念と体験の積み重ねを基に、これからも活動を続けていきますのでよろしくご協力をお願いいたします。

トピックス

こぶしの会 それぞれの現場から

Topics

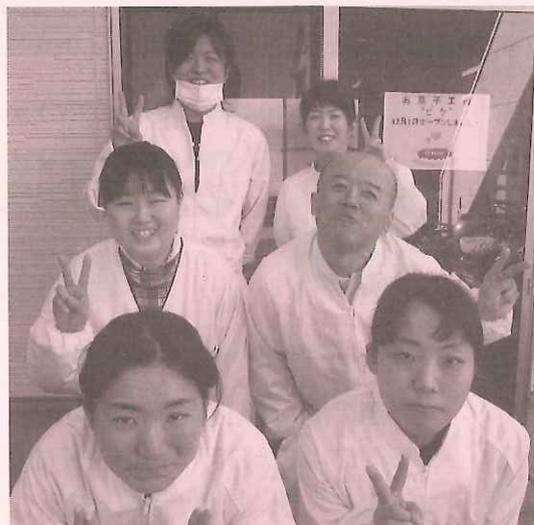
お菓子工房ピケ

県東ライフサポートセンター、
セルフ・みらい、共同による新授産活動

一二月一日に真岡地区で新しい授産活動、菓子製造が始まりました。作業場所は真岡市荒町にあり、県東ライフサポートセンター真岡の隣に併設されております。お菓子工房ピケという名前の由来ですが、菓子製造用語でタルトケーキやパイを製造する際、生地が浮き過ぎないように、事前に生地にフォーク等で小さな穴を開けます、この工程をピケと言います。呼びやすく、覚えやすい名前になったと思います。多くの方々に知っていただければと思います。

平成二二年度六月に法人内でスイーツプロジェクトが立ち上がり、セルフ・みらいの職員、けやき作業所の職員、県東ライフサポートセンター真岡の職員三名が菓子製造の技術をこれまで学んできました。菓子製造の基本はまず焼き菓子でクッキー、マドレーヌ、シフォンケーキ、パウンドケーキ、タルトケーキと、焼き菓子と言ってもいろいろ種類があります。

今回お菓子工房ピケでは、オープン記念・クリスマス企画として、りんごのタルトケーキの製造及び販売に取り組みました。セルフ・みらいと県東ライフサポートセンター真岡の利用者の方と共同での作業で、職員と共に一生懸命製造に当たり



お菓子工房ピケの職人たち

ました。注文販売という形で二〇〇個の注文を取る目標で始めたケーキ販売でしたが、多くの方々からの注文をいただき、予想をはるかに超える注文をいただきました。お買い求めいただきました皆様、本当にありがとうございます。まだまだ不慣れで注文してくださったお客様に満足していただけたかどうかとても不安でしたが、二月にバレンタインギフトとしてクラシックショコラを販売いたしましたところ、おかげさまでご好評いただきました。今後もこの様な形での販売を予定しておりますので、お菓子工房ピケをよろしくお願ひ致します。

(上田)

きょうされん栃木支部 重度・重複部会研修会
〜今問われる私達の実践とは〜

平成二十二年二月一日(土)〜二日(日)
にかけ、「きょうされん栃木支部 重度・重複部

会研修会〜今問われる私達の実践とは〜」を開催しました。

開催の趣旨として、きょうされんも今年で三三三を迎え、この間、重度・重複障がい者に対する支援の歩みの中で労働権の保障や処遇のあり方、そして実践の内容が明らかにされてきましたが、今後、障がいの重い方の自立をどのように構築していけばよいか改めて学んでいく必要があります。

今回は、特に障がいの重い方々に対する実践を先進的に行っている施設である、あいほうぶ吹田の竹内副施設長をお迎えし、「あいほうぶ吹田の紹介と実践」の講演を行っていただきました。

講演を聞いて感じたことは、医療面との連携はもろろんのこと、施設を地域に開放し、風通しの良い施設づくりを目指しているという点です。また、支援スタッフと医療スタッフの関係づくりが丁寧に行われており、医療面でのスキルアップが感じ取れました。皆で利用者支援を支えている、食事介助ひとつとっても、施設長を筆頭として支援員、各種スタッフが皆同じ視点で介助に関わり、チームとして機能していることです。

その他、重度の障がいの方々への支援の中で加齢の利用者に対してサポーターを使用したり、あおり運動の際、イスを工夫して作業姿勢や食事姿勢を改善し、そのために自助具ボランティアを活用する、といったことも取り入れています。そして、看護師や医療専門職と連携することで更年期障害・生活習慣病の予備軍のチェックやアドバイスを受けることができるという助言もいただきました。当事業所においては特別な整備をしなくても、今の実践の中で工夫をしていけば発展が可能であると感じました。



また、二日目には実践レポートとしてけやき作業所の中村主任より、「けやき作業所における重い障がいがある人たちの仕事づくり」の発表を行っていただきました。ここでは、一人の男性利用者の事例が述べられました。ポイントとして、
①信頼関係の構築をどう図るか
②本人のニーズは何か
③他害をする原因は何か
の三点が挙げられました。利用者支援において、どうしても対症療法的な支援になりがちですが、多角的に物事をとらえない限り本当の思いをくみ取ることができません。この後には実践交流会が行われ、そのことがとても大事な点であると再認識できたような気がします。

利用者の方々作業所での生活〓日中活動を通してどのよう自己実現をはかっていくか、また、それに対して支援する側は利用者のニーズをどこまでくみ取り把握することができるか、まだまだ課題が多いと感じた研修会でした。(青木)

特集

社会福祉法人こぶしの会 利用者工賃規程の制定について

今回の利用者工賃規程の原案は、平成21年度(2009年度)に生産活動課が1年間の検討の中で12月7日に法人に提案した「工賃規程準則(案)」が基となっている。本年度に入り、所長会議で3回、主任会議で2回の討議を踏まえ、利用者工賃規程として取りまとめたものである。

障がい者工賃アップについて、県では工賃倍増5か年計画に基づき平成23年(2011年)までに倍増させる目標を立てている。県の平均工賃は平成21年度で13,280円(計画対象施設の平均)である。こぶしの会の平成22年度事業計画で、工賃倍増3か年計画(粗利益の目標)を立て、平成22年度は15,000円、23年度に20,000円、24年度に30,000円という高い目標を掲げている。法人にとっても事業所にとっても、この目標に向けて事業計画の具体化を図っていくことが緊急の課題となっている。今回の工賃規程の制定は、各事業所の工賃規程が統一されていない現状から脱皮し、法人統一の規程を制定するものである。そして、こぶしの会利用者(なかま)全員に当面の目標である、工賃15,000円を保障するために、事業所ごとに就労支援事業収支を厳しく見つめなおし、基本給を設定し、基本賃金を保障することとした。そして当面、平成22年度は時給140円(日給750円、月給15,000円)の実現を早急を目指す具体的な方策に踏み出すことであり、その第1歩として今回の利用者工賃規程を生かすことである。

規程の内容については、こぶしの会の工賃に関する議論の到達点を踏まえ、

- ① 現在支給されている工賃、諸手当の総額を下回らない。現在の工賃総額を保障する。
- ② 基本給の見直しは、賃上げが前提。
- ③ 通勤の保障(通勤手当と送迎の無料化)は社会参加の保障、アクセスの保障である。
- ④ 事業所への貢献として勤続年数を加味する。
- ⑤ 労働に対する評価は工賃に極力反映せず、最小限にとどめる。

労働の対価である工賃の根拠は、利用者の生活費であり、基本的に能力の差で変わるものではない。基本給こそ重視されるべきであり、評価給は最少限にすべきとの考えから、評価給は次回改定の課題とした。

また、今回の規程では事業所ごとに、基本給が変わってくる。当初、法人全体の基本給を考えたいが、現在の会計のあり方では難しいとの検討結果であった。今後、基本給での事業所間格差が広がらないよう、事業所間での連携や、共同事業、委託販売のあり方、イベントなどでの協力など、法人のスケールメリットが生かせるような早急な取り組みが必要である。

社会福祉法人こぶしの会利用者工賃規程

(目的)

第1条 社会福祉法人こぶしの会利用者工賃規程にもとづき、利用者の工賃（以下「工賃」という。）を支給する。

(工賃の種類)

第2条 工賃は、基本給および勤続年数給および諸手当とする。

2 基本給、勤続年数給は次により算出する。

(1) 基本給は、時給×1日の労働時間×出勤日数とする。

(2) 勤続年数給は、時給×1日の労働時間×勤続年数×3%とする。

3 諸手当は、通勤手当+調整給とする。

4 時給は前年度の就労支援事業収支から換算して、所長会議の協議を経て部長会議にて決定する。

5 勤続年数給における勤続年数は入所月にかかわらず年度切り替えて1年ずつ積算する。

(支給対象事業)

第3条 支給対象事業は次のとおりとする。

- 1 就労移行支援事業
- 2 就労継続支援B型事業
- 3 生活介護事業
- 4 自立訓練事業

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、公共交通機関、自家用車（電動車等を含む）および自転車を利用して通所する利用者に対し、日割り計算で支給するものとする。

ア. 公共交通機関の利用者

最高限度支給額を8,000円とする。また、割引制度を利用できる利用者の場合は、割引後の金額を支給する。

イ. 自家用車利用者（家族により送迎される場合を含む）

片道 10km未満	日額 100円	20～25km未満	日額 160円
10～15km未満	日額 120円	25～30km未満	日額 170円
15～20km未満	日額 140円	30km以上	日額 180円

ウ. 自転車利用者

日額 70円

(調整給)

第5条 本規程適用により工賃総支給額が改定前の工賃総支給額を下回る場合に、その差額を調整給として支給する。ただし、本規程適用後、工賃総支給額が改定前工賃総支給額を上回った場合は、支給を停止する。この場合の工賃総支給額の算定には、改定前、改定後いずれの算定についても全日出勤したものとして算出する。ただし、改定前の工賃総支給額算定に当たっては、各種手当を積算した額とする。また、基本給、勤続年数が上がった場合は、その分だけ調整給を減額する。

(工賃の計算期間)

第6条 給与の計算期間は前月の1日より月末までとする。

(工賃の支払日)

第7条 工賃は、前月分を毎月23日に支払う。

2 前項の支払日が休日もしくは銀行等の休業日に当たる場合は、その前日に支払う。

3 活動日およびその他、通常の出勤日外の作業については、支援計画書の同意の範囲内で行うこととし、作業に従事した時間給で支給する。（課の中で確認）

(工賃の支払い方法)

第8条 工賃は、全額を現金で支給する。ただし、親睦会費およびそれに準ずるもので、利用者全員で構成する利用者自治会において決定され、支援会議で承認されたものについては、控除することができる。

(退所時の支払い)

第9条 利用者が退所した場合は、支給すべき工賃の全額を1週間以内に支給しなければならない。

(規程の改正)

第10条 この規程を改正するときは、理事会において決定する。

付則 1 この規程の適用後、各事業所の工賃規程を廃止する。

2 この規程は、第2条第4項の規定にかかわらず、平成22年12月1日の工賃から適用する。

支援の現場から……

こぶしの会を利用されている方の中から、一般就労を目指している方日々の取り組みを実際に現場で支援をしている職員から報告させていただきます。と思います。

就職を希望しているRさん。以前、一般企業に勤めていたこともあり、作業所の就労移行支援事業と契約し、下請け作業を行いながら再就職のチャンスがうかがっていました。前の職場を退職してから、仕事や職場での人間関係に自信をなくしていたRさんでしたが、通所して間もなく、真岡市内にある精密部品を扱う企業での実習を行いました。事業所の方の丁寧な対応にRさんも安心感を持ち、精密部品のバリ取り作業という手先の器用さや集中力が求められる作業をこなすことができたことから、仕事に対する自信と、「ここで働きたい」という気持ち徐々に芽生えてきました。また、これまで自分でも気付かなかった「手先の器用さ」という長所を発見し、誉められたことが大きな収穫となりました。

実習を終え作業所に戻ってからも、下請け作業として同じ作業(バリ取り)に取り組んでいたRさん。しかし、はたらく環境のちがいなどから私語が増え、作業への集中力が低下し、仕事の能率が悪化。また、納期を考えるとプレッシャーを感じてしまい、気持ち不安定になるなどして、作業量が安定しない日々が続き、作業量が安定しない日々が続き、たたく環境の差が、本人への労働意欲の低下の一因になったとも考えられることから、作業所においては環境を整えることが今後の課題とも言えます。

また、Rさんは、職員に見守っていてもほいたいという気持ちや、話を聞いてほしい気持ちが強く、そういったことが欠けると、気持ちも不安定になってしまふことがあるのです。本人が安心して取り組めるように、毎日職員と日記のやり取り(仕事やプライベートのこと)をしたり、時には面談をしてじっくり話を聞いたり……。しかし、それでも作業に集中できる時間の不安定さや作業能

率などは変わりませんでした。

そうしたRさん自身も「このままじゃダメだ。でもできない。不安がこみあげてきちゃう」と悶々とした気持ちと葛藤の日々がつづきました。Rさんの変わりたいという強い気持ちから、作業所を離れて就職したいという言葉が出てくるようになりました。そこで、改めて就職を前提にした実習を行うことになりました。以前は職員が送迎をして事業所まで行っていました。今回は「就職したい」という気持ちが強く、事前に職員と一緒に自転車に乗って通勤ルートを確認し、送迎ではなく自転車です。片道1時間を通勤することとしました。

実習(9時~16時)がはじまり、緊張しながらもきちんと事業所の方に挨拶をするRさん。取り扱うマシン操作の説明をしっかりと聞いています。しかし、2日目のお昼の休憩明けの直後……担当していたマシンを故障させてしまいました。原因は、作業手順を1つ抜かしてしまつたことでした。支援者がそばにいたにも関わらず起こってしまったことでした。マシントラブルがあつてからの一週間は、マシンを故障させてしまつたことで「就職できないんじゃないか」という不安から、体調不良

や精神的な不安定さが出てきました。

早退や一日休んだ日もありましたが、Rさんの気持ちを聞き、不安を和らげていくことで、実習を継続することができました。Rさんがその後マシンを取り扱うことはありませんでした。これまで作業所でも取り組んでいたバリ取り作業を行うこととなりました。結果的には、Rさんの希望していた就職には結びつきませんでした。が、事業所のご厚意により、実習終了後も、就職に向けた取り組みとして、事業所内での実習を続けたいという提案を受けました。この間、Rさんを支援するにあたり大事にしていたことは、「頑張ろう」という気持ちはあるものの、些細なことでも後ろ向きになってしまうRさんに即座に対応し、単に同調して優しい言葉をかけるのではなく、いま取り組んでいる目標を見失わないようにしっかりと確認し、背中をそつと押してあげることでした。

Rさんも、まだまだ就職を諦めたわけではありません。事業所の求める労働ニーズにはまだ力が及ばないかもしれませんが、就労の厳しさの中で歯をくいしばりながら、今も頑張っています。

こぶしSupporters

後援会
保護者会・ボランティアのページ

サポーターズ

～ こぶしの会を地域の大切な社会資源に育てるため、私たちは強かにバックアップします ～

もうすぐけやき作業所20年！

新年明けましておめでとうございます。

昨年はバリアフリーケアホーム建設や後援会活動・家族会活動等を通し、ご支援いただきありがとうございました。昨年4月にオープンをしたバリアフリーケアホーム（ホームひまわり）には7名の利用者が、障がい配慮をした暮らしやすい住環境の中で安心して生活することができております。改めて感謝申し上げます。

さて、平成5年より宇都宮のこぶし作業所の分場としてスタートしたけやき作業所は、こぶし作業所の歴史を踏まえ、地域福祉を指向した職員の支援や、活発な家族会や後援会の協力を基に事業を展開し、20年を迎えます。県内では二番目となる画期的なパンの製造・販売を始め、販売実績と「けやき」の名前を浸透してきました。

また、多くの芳賀町や市貝町の民生委員さんや町職員が後援会員になるなど、地域の人々のネットワークが強まる中で、精神障がいのある人たちの実態を受け、町の好意で稲毛田小学校跡地の無償貸与を基盤に、精神障害者小規模共同作業所「第2けやき作業所」を認可、次の年は、精神障害者地域生活支援センター（相談支援と当事者の活動支援事業）を認可、県東地区唯一の精神障害関連の社会資源の源流となり、県東圏域の家族会とのつながりから、真岡市の県東ライフサポートセンターの経営につながっています。

さらに、一般就労の取組にも力を入れ、その実績からジョブコーチ事業や就業・生活支援センターの委託も受けています。また、けやき作業所を利用していた真岡地区の家族を支援し、セルフ・みらいの建設にもつながるといふ、言わば県東地区の牽引的な役割を担ってきました。

そこで、20年を迎えるにあたり、もっと地域の方へ障がい者のことを広く知ってもらいたい、お世話になっている地域の方へ何らかの形でお返しをしていきたい、という思いから長らくお休みをしておりました『けやきまつり（仮称）』を今年は20年のイベントとして行う予定です。

詳細につきましては、これからたくさん楽しい活動をされている方を募集して内容を充実させていきますので、ご期待ください。

お問い合わせ先：けやき作業所（担当：先瀬^{さきなだ}）

☎028-687-1040



けやき作業所開所当時の頃（当時のパンフレットから）

社会福祉法人
こぶしの会

- **こぶし作業所** ☎321-0126 栃木県宇都宮市茂原町837-1
 ・就労移行支援事業 TEL 028 (653) 1020 FAX 028 (688) 1121
 ・就労継続支援B型事業 E-mail kobushi@chive.ocn.ne.jp
 ・生活介護事業
 - **障がい者生活支援センター こぶし** ☎321-0902 栃木県宇都宮市柳田町1401
 ・自立訓練(生活訓練)事業 TEL 028 (613) 5703 FAX 028 (666) 6128
 ・在宅障害(児)者の相談・支援 E-mail kobushi-sw@tenor.ocn.ne.jp
 - **こぶしのときわ荘** ☎321-0139 栃木県宇都宮市若松原2-6-8
 ・知的障害者ケアホーム TEL 028 (653) 1581
 - **く る み** ☎321-0912 栃木県宇都宮市石井町字内野2867-3
 ・知的障害者ケアホーム TEL 028 (664) 0435
 - **けやき作業所** ☎321-3304 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井2244
 ・就労継続支援B型事業 TEL 028 (687) 1040 FAX 028 (677) 5789
 ・生活介護事業 E-mail keyaki@carrot.ocn.ne.jp
 ・日中一時支援事業
 - **第2けやき作業所** ☎321-3303 栃木県芳賀郡芳賀町稲毛田1532
 ・就労移行支援事業 TEL 028 (677) 0495 FAX 028 (687) 4818
 ・就労継続支援B型事業 E-mail inageda@fancy.ocn.ne.jp
 - **県東ライフサポートセンター** ☎321-3303 栃木県芳賀郡芳賀町稲毛田1532
 「ほっとCHA」 TEL 090 (7820) 9165
 ・地域活動支援センター
 - **県東ライフサポートセンター「真岡」** ☎321-4305 栃木県真岡市荒町3-9-5
 ・就労移行支援事業 TEL 0285 (83) 2567 FAX 0285 (85) 8055
 ・就労継続支援B型事業
 - **ホームひまわり** ☎321-3321 栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢字下原3932-79
 ・知的障害者ケアホーム TEL 028 (678) 3592
 - **けやきハイツ** ☎321-3304 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井178
 ・知的障害者ケアホーム TEL 028 (677) 2879
 - **ホーム秋桜** ☎321-3304 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井184-1
 ・知的障害者ケアホーム TEL 028 (677) 0790
 - **コ ー ポ 峰** ☎321-3304 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井775-2
 - **セルフ・みらい** ☎321-4363 栃木県真岡市亀山1043-23
 ・就労移行支援事業 TEL 0285 (81) 1155 FAX 0285 (81) 1177
 ・就労継続支援B型事業 E-mail selp-mirai@carrot.ocn.ne.jp
 ・生活介護事業
 - **ぼ て っ と** ☎321-4364 栃木県真岡市長田1-12-5
 ・知的障害者グループホーム TEL 0285 (80) 1227
 - **芳賀地区障害児者相談支援センター** ☎321-4305 栃木県真岡市荒町110-1 市総合福祉保健センター内
 ・在宅障害(児)者の相談・支援 TEL 0285 (80) 7765 FAX 0285 (80) 7765
 - **県東圏域障害者就業・生活支援センター「チャレンジセンター」** ☎321-4305 栃木県真岡市荒町111-1
 ・障害者の就業相談・支援 TEL 0285 (85) 8451 FAX 0285 (85) 8452
 E-mail p-cc-star@ec3.technowave.ne.jp
-
- **法人本部** ☎321-0902 栃木県宇都宮市柳田町1401
 - ・総務・企画部 TEL 028 (613) 3707 FAX 028 (666) 6128 E-mail soumukikaku@kobusi.or.jp
 - ・就労・生活支援部 TEL 028 (613) 3707 FAX 028 (666) 6128 E-mail sphb8h99@jewel.ocn.ne.jp
 - ・生産活動部 TEL 028 (666) 0439 FAX 028 (666) 6128 E-mail skb@kobusi.or.jp
 - ・居住生活支援部 TEL 028 (666) 0418 FAX 028 (666) 6128 E-mail kyozuu@kobusi.or.jp

本会の定款、事業計画、財務諸表等を閲覧ご希望の方は、各事業所までお申し出ください(閲覧時間 8:30 ~ 17:00)

あっという間に年が明けてしまいました。社会人になってからますます月日の流れる早さを感じます。1月は私の誕生日だったのですが、当日、手作りクッキーをくれたり、たくさんの中まがおめでとうと言ってくれ、とても嬉しく感激な一日でした。

皆様本年もよろしくお願ひいたします。

(森島)

編集後記

編集委員

大塚 秋穂 小林 勇次 菊地 豊 星野 早苗 廣本 佳奈子 森島 知代

発行所 郵便番号 一五七〇〇七三

東京都世田谷区砧六―二六―二一
 特定非営利活動法人障害者団体定期刊行物協会

定価五〇円